ロ　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等（都府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市をいう。次条において同じ。）により行われるもの以外のものであること。

（令第一条第三項の国土交通省令で定める基準）

第三条　令第一条第三項の国土交通省令で定める基準は、都府県等にあっては、地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けていないこととする。

（令第一条第三項第三号及び第五項第三号並びに第二条第二項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物）

第四条　令第一条第三項第三号及び第五項第三号並びに第二条第二項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、横断歩道橋、防護施設及び道路を横断して設ける道路標識とする。

（道路の修繕に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　道路の修繕に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
（削る）		（令第一条第一項の国土交通省令で定める要件） **第一条**　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（以下「令」という。）第一条第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一　一定の地域において一体として行われるものであること。 二　重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。	
（令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合） **第一条**　令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。		（令第一条第一項の国土交通省令で定める割合） **第一条**　令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。	
事業の区分	国の補助の割合	事業の区分	国の補助の割合
㈠　令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕（㈡から㈥まで、次項及び第三項に規定するものを除く。）	十分の五・五に調整指数を乗じて得た割合（調整指数が一以下である場合にあっては十分の五・五）	㈠　令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕（㈡から㈣まで、次項及び第三項に規定するものを除く。）	十分の五・五に調整指数を乗じて得た割合（調整指数が一以下である場合にあっては十分の五・五）
㈡　令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕（同項第二号に該当するものに限る。）で、道路の構造、交通の状況等を勘案して地域における道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため特に必要と認められるもの以外のもの（㈢から㈥まで、次項及び第三項に規定するものを除く。）	二分の一に調整指数を乗じて得た割合（調整指数が一以下である場合にあっては二分の一）	（新設）	

（令第二条第一項の国土交通省令で定める要件）

第三条　令第二条第一項の国土交通省令で定める要件は、前条各号に掲げるものとする。

（令第三条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通省令で定める要件）

第四条　令第三条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通省令で定める要件は、第二条各号に掲げるものとする。